

# 若葉台特別支援学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月 1 日 策定

平成 29 年 4 月 27 日改定

平成 30 年 2 月 20 日改定

## I いじめ防止に向けた学校の考え方

### 1 いじめの定義

『「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの』をいう。

（いじめ防止対策推進法 平成 25 年法律第 71 号 第一章総則 定義 第二条 より）

### 2 いじめを防止するための基本的な方向性

『いじめは、本校の児童生徒（A部門・B部門）にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害である。』と全教職員が認識し、いじめを防止するために学校全体で真剣に取り組んでいく

- （1）あらゆる教育活動を通して、だれもが、安心して、豊かに生活できる、やさしい学校をつくる
- （2）いじめの早期発見・早期対応のために、組織的に取り組む
- （3）特別支援教育コーディネーターによる教育相談体制の充実を図ったり、地域や関係諸機関と連携したりして、情報を共有していく

### 3 学校いじめ防止基本方針の目的

いじめのない社会をめざし、学校、保護者、地域などがそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し合う。

## II 組織の設置及び組織的な取組

### 1 「若葉台特別支援学校いじめ防止対策委員会」の設置

組織の構成員

**A部門**・・・学校長・副校長・教務主任・特別支援教育コーディネーター

A 部門人権教育部代表・養護教諭

**B部門**・・・学校長・副校長・教務主任・学年主任・生徒指導担当・養護教諭・

特別支援教育コーディネーター・B部門人権教育部代表

※両部門にかかわる場合には、上記構成員全員で検討を行う。

※必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

## 2 組織の役割

- (1) 未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認定期的検証  
(PDCA サイクル)
- (2) 人権教育係と連携しながら、教職員の共通理解と意識啓発
- (3) 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- (4) 個別面談や相談の受け入れ（相談事例の把握と集約⇒必要により委員会の招集）
- (5) いじめ事案や重大事態への対応

## 3 年間計画

	全校	A部門	B部門
通年	・「学校いじめ防止基本方針」の推進と改善	・一人ひとりを大切にした教育を行う ・月1回、主任会にていじめについての情報共有をする ・月1回以上、学年PJ合同会議にていじめの情報共有をする	・担任や生徒指導担当、日常の各教科指導の中で、折にふれて人権について考えさせる ・月1回以上、学年PJ合同会議にていじめの情報共有をする
前期	・人権教育トークイン（6月） ・人権研修会（8月）	・保護者懇談会（4月）や家庭訪問（5月）を通じて、保護者と連携する	・保護者懇談会（4月）を通じて、保護者と連携する ・スクールカウンセラー（4回）や担当との面談を活用する
後期	・「学校いじめ防止基本方針」の検証	・保護者懇談会（3月）を通じて、保護者と連携する	・スクールカウンセラー（4回）担任との面談を活用する

## Ⅲ いじめ防止及び早期発見のための取組

### 1 いじめ防止への取組

◎すべての児童生徒が「参加・活躍できる授業」「わかる授業」を工夫し、実践する

◎A・B 両部門でのふれあい交流活動を通して、児童生徒が互いを思いやり、認め合うことを知る

◎地域での社会体験や交流経験の機会を設定し、児童生徒の自己有用感を高められるようにする

◎児童生徒や保護者と積極的にコミュニケーションをとることで、信頼関係の確立に努める

(自己有用感・・・相手からの好意的な反応や評価があって感じることのできる有用性のこと)

## 2 いじめの早期発見

◎些細な兆候を見逃さず、「いじめ」ではないかという疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく積極的に認知しようとする

◎日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く持つ

(定期的な教育相談の実施、連絡帳や面談・家庭訪問の機会の活用など)

## 3 いじめに対する措置

①いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開き、組織的に対応する

②被害児童生徒及び保護者を守り通すと共に、加害児童生徒及び保護者への指導・支援を行う

③いじめが犯罪行為と認められる場合や児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合は直ちに警察に通報する

## 4 いじめの解消

◎いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

① いじめの行為が少なくとも3ヶ月以上止んでいること

② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

◎いじめが解消に至るまでは 「3 いじめに対する措置」に基づいて、学校全体で組織的かつ継続的な対応をする

## 5 研修等の実施

◎いじめを始めとする児童生徒指導上の諸問題等に関する内容や、人権に関する内容の校内研修を実施する

◎人権トークインなどを活用し、A・B 両部門の児童生徒理解を深める

## 6 学校運営協議会の活用

「学校運営協議会」を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

## IV 重大事態への対処

### 1 重大事態とは

「重大事態」とは、以下のような場合をいう。(いじめ防止対策推進法 第 28 条より)

いじめ防止  
対策推進法

- 心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- 児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
- 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

※「相当の期間」とは、国の示す不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。

※日数等にとらわれることなく、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうか判断し、報告・調査等に当たる

### 2 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

### 3 重大事態の調査

学校は、「いじめ防止対策委員会」を開催し、重大事態の発生に速やかに対処する。そのために、適切な方法により調査を行い、事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。学校が事実に向き合うことで、同種の事態の再発防止を図る。調査結果については、教育委員会に報告する。

### 4 児童生徒・保護者への調査結果の報告

学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、説明する。情報提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

## V いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年 1 回点検を行い、必要に応じて組織や取組などの見直しを行い、公表する(PDCAサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。